

# 函館市地域包括支援センターたかおか

【所在地】  
〒042-0955  
函館市高丘町3番1号(サテライト百楽園内)



【電話番号】 0138-57-7740 【営業時間】 8:45~17:30

【FAX】 0138-57-7746 【営業日】 月曜日~土曜日(日曜日は定休)

※休日・夜間は携帯電話に転送しており、お急ぎの場合などご相談をお受け致します。  
(自立相談支援機関は休日・夜間の相談は行なっていません)

## 地域包括支援センターたかおかの担当地域です(東央部第2圏域)

戸倉町・榎本町・上野町・高丘町・滝沢町・見晴町・鈴蘭丘町・上湯川町・銅山町・旭岡町  
西旭岡町1丁目・西旭岡町2丁目・西旭岡町3丁目・鱒川町・寅沢町・三森町・紅葉山町  
庵原町・亀尾町・米原町・東畑町・鉄山町・蛾眉野町・根崎町・高松町・志海苔町・瀬戸川町  
赤坂町・銭亀町・中野町・新湊町・石倉町・古川町・豊原町・石崎町・鶴野町・白石町  
東央部地区高齢人口(65歳以上人口)…9,526人 高齢化率…44.0%(令和6年5月現在)

### 【多目的ホール】

- ★地域の方の情報共有や集いの場としてオープンしました。
- ★無料で開放しておりますのでお気軽にお問合せ・お立ち寄りください。
- ★会議等利用時・日曜日・12/30~1/3を除く8:45~17:30まで開放しています。



多目的ホール



### 【出前講座】

- ★出前講座を無料で行ってあります。
- ★町内会や老人クラブの集まり、福祉施設の職員様向け等様々な機会にご活用頂いております。
- ★講話の内容は、出前講座一覧がございますので、お気軽にお問合せ下さい。



滝沢町 高宮大神の滝

# 函館市地域包括支援センターたかおか たかおか通信



第17号 令和6年8月発行 函館市地域包括支援センターたかおか 発行責任者 松野 陽



施設長  
松野 陽

昨今の厳しすぎる猛暑、暖冬などの異常気象に加え、毎日目まぐるしく変化する気候に振り回されていますが、皆さまはいかがお過ごしでしょうか。さて、皆さまは「人生会議」という言葉を耳にしたことはあるでしょうか。これは、自身の人生の最終段階での医療やケアについて、家族や自分の代理となる人、医療やケアに携わる人々と繰り返し話し合うACP(アドバンス・ケアプランニング)という言葉で、身近でわかりやすくする目的で、2018年に厚生労働省が一般に公募した中から選ばれた名称です。元気な時から「死」に向き合うことは抵抗があるかもしれませんが、「もしも」に備えておくことは、自身や周囲の人々が判断に迷った時に、よりその人らしく最期を迎えるための大切な取り組みだと思います。私自身も「これだけは」という事柄から取り組もうと考えています。今号もよろしくお祈りします。

### (福祉拠点)

## 地域包括支援センターについて



函館市では、近年、世帯単位で複数の課題を抱えていたり制度の狭間に陥り支援を受けることができない方や『どこに相談していいかわからないような困りごと』が増えています。函館市の「地域包括支援センター」は世代を問わない相談窓口である「福祉拠点」です。様々な機関や窓口と連携して、解決を目指します。



- ・認知症について知りたい
- ・いつまでも健康でいたい
- ・収入が減り家賃の支払いが大変
- ・介護保険サービスを利用したい
- ・最近、なんとなく元気がなくなった
- ・仕事が長続きしない
- ・自分に合った仕事を見つけることができない
- ・高齢者施設について知りたい
- ・ひきこもりの子供の将来が心配
- ・債務の返済に困っている



ご相談者



連携機関・窓口

### 連携機関・窓口

- 函館市 高齢、障がい、児童の分野の機関・窓口
- 介護・障がいサービス事業所 ○医療機関
- 民生委員 ○町会 ○在宅福祉委員
- 法テラス ○ハローワーク
- 社会福祉協議会 ○成年後見センター など

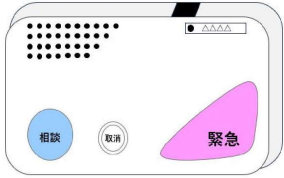
地域包括支援センター(福祉拠点)



# 緊急通報システムについて

## ■緊急通報システムの設置（無料）

### 本体



※緊急通報システムとは※  
 ・身体が虚弱又は突発的に生命の危険な持病を抱えている為、緊急事態に機敏に行動することが困難な方などを対象に、火災・急病等の緊急時に消防本部へ通報できる装置です。

※対象となる方※  
 ・高齢者単身世帯・高齢者のみの世帯など

### ペンダント/火災感知器（寝室・台所）



～設置となるもの～  
 ・緊急通報システム本体  
 ・ペンダント  
 ・火災感知器2個（寝室・台所）となります。

### Point!



- ◎ 固定電話機（有線）、電話回線の確認が必要です。
- ◎ 状況確認等に協力していただく、近隣協力員の登録が必要です。
- ◎ 機械を設置する際、配線工事などで壁に小さな穴を開けることがあります。借家、賃貸であれば家主の許可が必要です。
- ◎ 電話の基本料金および通話料は自己負担です。

# 安心ボトル（救急医療情報キット）について

## ■安心ボトルの配布（無料）



・一人暮らし、一人暮らしに準じる世帯の高齢者（65歳以上）に配布します。

・自宅で急に具合が悪くなった時などに、かけつけた救急隊員などが活用できるよう、本人の**氏名・持病・かかりつけの医療機関**・緊急時の連絡先などを「救急医療情報用紙」に記入し、**専用のボトル**に入れて冷蔵庫に保管しておくものです。

緊急通報システムの設置についての説明・電話回線の確認・安心ボトルの配布など、包括支援センターへまずはお電話ください。



# あなたの生活を支える「成年後見制度」について

「成年後見制度」は、認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で、ひとりで契約することへの不安やお金の管理が難しいことなどの心配のある方が安心して暮らすことができるよう、その方の意思決定を支援をし、法的に様々な契約や手続き等の支援を行う制度です。

## ＜成年後見制度を使った事例＞

### ●事例1 財産管理について

#### 【利用前】

最近、物忘れが増えて、お金のやりくりが大変になってきた。

#### 【利用後】

成年後見人等がお金の出し入れを一緒に考えてくれて、通帳の管理や支払いを手伝ってくれるようになった。



### ●事例2 契約・手続きについて

#### 【利用前】

施設入所や介護保険サービスの手続きの仕方が難しく、よくわからない。

#### 【利用後】

成年後見人等がわかりやすく説明してくれたり、自分に代わって手続きをしてくれるようになった。契約内容がよくわからないまま不利益な契約をしても、取り消してくれる。



※認知症や障がいの程度によって、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類に分けられ、種類によって受けられる支援内容が異なります。

## ＜成年後見制度を利用する方法＞

### ①相談する

成年後見センター、地域包括支援センター 弁護士、司法書士等に相談します。

### ②申立てをする

必要な書類や手数料を準備し、家庭裁判所に申立てをします。

### ③成年後見制度の開始

家庭裁判所が本人の判断能力や生活状況に合わせて成年後見人等を選任します。

成年後見制度に関する詳細は、下記へお問い合わせください。  
 ○函館市成年後見センター（函館市総合福祉センターあいよる21内）  
 0138-23-2600  
 ※当センター（0138-57-7740）にもご相談ください。

